

九州大学マンドリンクラブ同窓会会則

第一章 名 称

第1条 本会は九州大学マンドリンクラブ同窓会と称す。

第二章 目 的

第2条 本会はプレクトラム音楽の普及と、より深い音楽性の追求をはかり、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するため次項を行う。

1. 九大マンドリンクラブ活動の支援
2. 会誌及び会員名簿の発行
3. 演奏活動
4. 懇親会
5. 支部の設置及びその支援
6. その他必要と認めた事項

第三章 本 部

第4条 本会の本部を福岡市箱崎の九州大学マンドリンクラブ内に置く。

第四章 組 織

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

正会員 九州大学マンドリンクラブ部員として九州大学を卒業または在籍した者および役員会において入会を認めた者

準会員 九州大学マンドリンクラブ部員

第6条 本会は関東地区に関東支部、関西地区に関西支部を置く。

第五章 役 員

第7条 本会には次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 会計 1名 幹事長 1名
幹事 若干名 会計監事 1名 顧問 若干名

なお、幹事には現役の同窓会担当者を含む。

また、役員会の決議により役員以外の名誉職を設けることができるものとする。

役員任期は1年とし、留任は妨げない。

第8条 会長は本会の事業を統括し、本会を代表する。

第9条 副会長は前条の事項において会長を補佐する。

第10条 幹事長及び幹事は本会の事業の企画、運営を協議して行う。

第11条 会計監事は九州大学マンドリンクラブ同窓会の会計の監査を行う。

第12条 顧問は会長の諮問に応える。

第六章 機 関

第13条 本会に総会と役員会及び幹事会を置く。

第七章 総 会

第14条 総会は会員の意思を決定する最高の議決機関として次の二つを置く。

1. 定期総会
2. 臨時総会

第15条 定期総会は年1回とし会長がこれを召集する。

第16条 定期総会は次の事項を審議決定する。

1. 本会の一般活動方針
2. 会則の改正
3. 予算および決算の承諾
4. 役員改選
5. その他の重要事項

第17条 臨時総会は次の場合に会長がこれを召集する。

1. 会長が必要と認めた時
2. 役員会より請求があった時

第18条 総会の決議は出席者の過半数によるものとする。

第八章 役員会

第19条 役員会は会長、副会長、会計、幹事長によって構成する。

第20条 役員会は幹事会で検討された本会の活動方針ならびに予算案を審議し総会に付議するほか、総会から次期総会までに起こる緊急の事態、状況変化に対応する。

次の場合に会長がこれを召集する。

1. 会長または副会長が必要と認めた場合
2. 役員の数以上の要求があった場合
3. 幹事会より予算案他の「伺い」があった場合

第21条 役員会の決議は役員数の過半数によるものとする。

第九章 幹事会

第22条 幹事会は幹事長、幹事、会計監事によって構成する。

第23条 幹事会は総会から次期総会までの運営機関として総会に対して責任を負う。

次の場合に幹事長がこれを召集する。

1. 会長、副会長から要請があった場合
2. 幹事長が必要と認めた場合
3. 幹事会メンバーの1/3以上の要求があった時

第24条 幹事会は次の事項を行う。

1. 本会の一般活動方針の具体化
2. 会則改正の提案
3. 活動方針、予算案、決算報告書の役員会への提出
4. 会員の承認
5. その他緊急事態、状況変化の対応について役員会への「伺い」

第25条 幹事会は幹事会メンバーの過半数の出席をもって成立するものとする。

但し、電話、メールによる参加を出席と見做す。

第26条 幹事会の決議は幹事メンバーの過半数によるものとする。

第十章 会計

第27条 本会の運営は原則として会費によってまかなうものとする。

第28条 会費は毎年2000円とする。但し総会の議決により臨時に徴収することを妨げないものとする。また、一括して3万円を振込んだ場合は爾後の会費は永久に免除される。

第29条 本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第十一章 改正

第30条 本会則の改正は総会において出席者の2/3の同意を必要とする。

第十二章 附則

第31条 この会則は会則の定める総会において第30条の手續に準ずる手續で承認を受けた時から効力を有するものとする。

第31条 本会則を施行するに必要な細則は幹事会の議決に付するものとする。その改廃についても同じである。